

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 監視関連業務	第2章 監視関連業務
第2節 貨物積卸等関係手続	第2節 貨物積卸等関係手続
(貨物の指定地外積卸の許可の申請)	(貨物の指定地外積卸の許可の申請)
2-5 (省略) <u>貨物の取締りを担当する部門</u> （以下「保税取締部門」という。）は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	2-5 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
第7節 保税地域関係手続	第7節 保税地域関係手続
(指定保税地域の処分等の承認の申請)	(指定保税地域の処分等の承認の申請)
7-1 (省略) <u>保税地域の監督を担当する部門</u> （以下「保税監督部門」という。）は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	7-1 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
(保税蔵置場の許可の申請)	(保税蔵置場の許可の申請)
7-2 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	7-2 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
(保税蔵置場等の許可期間の更新の申請)	(保税蔵置場等の許可期間の更新の申請)
7-3 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	7-3 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請) 7-6 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請) 7-6 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>(保税工場の許可の申請) 7-7 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税工場の許可の申請) 7-7 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>
<p>(保税展示場の許可の申請) 7-8 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税展示場の許可の申請) 7-8 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>
<p>(総合保税地域の許可の申請) 7-9 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p>(総合保税地域の許可の申請) 7-9 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>
<p>(博覧会等の指定の承認の申請) 7-10 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(博覧会等の指定の承認の申請) 7-10 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請） 7 - 12 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>（製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請） 7 - 12 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>（戻し税等に係る製造工場の承認の申請） 7 - 15 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>（戻し税等に係る製造工場の承認の申請） 7 - 15 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>（蔵置貨物の種類の変更の申請） 7 - 19 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>（蔵置貨物の種類の変更の申請） 7 - 19 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>（製造用原料品製造工場等の所在地等の変更の申請） 7 - 20 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>（製造用原料品製造工場等の所在地等の変更の申請） 7 - 20 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>（承認倉庫及び承認工場の承認の申請） 7 - 21 (省略) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>（承認倉庫及び承認工場の承認の申請） 7 - 21 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
（免税輸入資材等の製造工場の承認の申請）	（免税輸入資材等の製造工場の承認の申請）

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
7 - 22 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (加工製造貨物の課税物件の確定時期の承認の申請)	7 - 22 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (加工製造貨物の課税物件の確定時期の承認の申請)
7 - 24 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (税関職員の派出の承認の申請)	7 - 24 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (税関職員の派出の承認の申請)
7 - 25 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (被災による施設許可承認手数料の還付等の申請)	7 - 25 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (被災による施設許可承認手数料の還付等の申請)
7 - 27 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、許可手数料等の還付等を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。 第8節 保税作業関係手続 (保税工場以外の場所等における保税作業の許可の申請)	7 - 27 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可手数料等の還付等を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。 第8節 保税作業関係手続 (保税工場以外の場所等における保税作業の許可の申請)
8 - 3 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	8 - 3 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(保税作業に使用する貨物の種類の変更の申請) 8-11 (省略) <u>保税監督部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税作業に使用する貨物の種類の変更の申請) 8-11 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>(保税作業の種類の変更の申請) 8-12 (省略) <u>保税監督部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税作業の種類の変更の申請) 8-12 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>(指定保税地域における貨物取扱いの許可の申請) 8-21 (省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p>(指定保税地域における貨物取扱いの許可の申請) 8-21 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>
<p>(保税蔵置場における貨物取扱いの許可の申請) 8-22 (省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税蔵置場における貨物取扱いの許可の申請) 8-22 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>
第9節 搬出入等関係手続	第9節 搬出入等関係手続
<p>(外国貨物の蔵置期間延長の承認の申請) 9-1 (省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(外国貨物の蔵置期間延長の承認の申請) 9-1 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(未承認貨物の蔵置期間の延長の承認の申請) 9-2 (省略) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(未承認貨物の蔵置期間の延長の承認の申請) 9-2 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>(保税地域外における貨物の使用の許可の申請) 9-3 (省略) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p>(保税地域外における貨物の使用の許可の申請) 9-3 (同左) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>
<p>(難破貨物等の運送の承認の申請) 9-5 (省略) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(難破貨物等の運送の承認の申請) 9-5 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>(難破貨物等の運送期間の延長の承認の申請) 9-6 (省略) 保税取締部門は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(難破貨物等の運送期間の延長の承認の申請) 9-6 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
<p>(製造用原料品等の滅却の承認の申請) 9-8 (省略) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(製造用原料品等の滅却の承認の申請) 9-8 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（内外貨混合使用の承認の申請） 9 - 10 （省略） 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	（内外貨混合使用の承認の申請） 9 - 10 （同左） 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
（製造用原料品等の混合使用の承認の申請） 9 - 11 （省略） 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	（製造用原料品等の混合使用の承認の申請） 9 - 11 （同左） 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
（戻し税原料品の搬入の承認の申請） 9 - 12 （省略） 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	（戻し税原料品の搬入の承認の申請） 9 - 12 （同左） 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
（外国貨物の滅却の承認の申請等） 9 - 13 （省略） 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	（外国貨物の滅却の承認の申請等） 9 - 13 （同左） 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
（外国貨物の包括滅却の承認の申請） 9 - 14 （省略） 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	（外国貨物の包括滅却の承認の申請） 9 - 14 （同左） 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
（製造用原料品等の用途外使用の承認の申請）	（製造用原料品等の用途外使用の承認の申請）

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9 - 19 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	9 - 19 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
(軍納品等の滅失の承認の申請)	(軍納品等の滅失の承認の申請)
9 - 22 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	9 - 22 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
(見本の一時持出しの許可の申請)	(見本の一時持出しの許可の申請)
9 - 27 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	9 - 27 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
(他所蔵置貨物に係る見本の一時持出しの許可の申請)	(他所蔵置貨物に係る見本の一時持出しの許可の申請)
9 - 28 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	9 - 28 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
(見本の一時持出(包括)の許可の申請)	(見本の一時持出(包括)の許可の申請)
9 - 29 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。	9 - 29 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
(保税運送の期間延長の承認の申請)	(保税運送の期間延長の承認の申請)
9 - 32	9 - 32

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(製造用原料品の変質・損傷による減税の申請) 9 - 33 (省略) <u>保税監督部門</u>は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。</p> <p>(輸出貨物製造用原料品の免税等の承認の申請) 9 - 34 (省略) <u>保税監督部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	<p>(同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(製造用原料品の変質・損傷による減税の申請) 9 - 33 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。</p> <p>(輸出貨物製造用原料品の免税等の承認の申請) 9 - 34 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>
第10節 コンテナー関係手続	第10節 コンテナー関係手続
<p>(免税コンテナーの再輸出期間の延長の承認の申請) 10 - 6 (省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(免税コンテナー等の滅却の承認の申請) 10 - 9 (省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(コンテナーの承認の申請)</p>	<p>(免税コンテナーの再輸出期間の延長の承認の申請) 10 - 6 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(免税コンテナー等の滅却の承認の申請) 10 - 9 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(コンテナーの承認の申請)</p>

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
10 - 12 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (省略) (コンテナーの設計型式による承認の申請)	10 - 12 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (同左) (コンテナーの設計型式による承認の申請)
10 - 13 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (省略)	10 - 13 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (同左)
第11節　自由貿易地域等関係手続	第11節　自由貿易地域等関係手続
(特定販売物品小売業者の承認の申請)	(特定販売物品小売業者の承認の申請)
11 - 1 (省略) <u>保税監督部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	11 - 1 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
第12節　その他の保税関係手続	第12節　その他の保税関係手続
(収容貨物の解除の承認の申請)	(収容貨物の解除の承認の申請)
12 - 1 (省略) <u>保税取締部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (省略)	12 - 1 (同左) <u>保税担当部門</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (同左)
(装置等の認定の申請)	(装置等の認定の申請)

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>12 - 3 (省略) <u>保税取締部門</u>は、審査を行った上、認定する場合には、その旨を登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 業務関連業務</p> <p style="text-align: center;">第4節 通関関係手続</p> <p>(留置貨物を随意契約により売却する際の見積書の提出)</p> <p>4 - 25 留置貨物を随意契約により売却する際に、<u>保税取締部門</u>に見積書を提出しようとする者が、システムを使用して、当該見積書の提出を行う場合には、「留置貨物随意契約売却に係る見積書提出業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うものとする。</p>	<p>12 - 3 (同左) <u>保税担当部門</u>は、審査を行った上、認定する場合には、その旨を登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 業務関連業務</p> <p style="text-align: center;">第4節 通関関係手続</p> <p>(留置貨物を随意契約により売却する際の見積書の提出)</p> <p>4 - 25 留置貨物を随意契約により売却する際に、<u>保税担当部門</u>に見積書を提出しようとする者が、システムを使用して、当該見積書の提出を行う場合には、「留置貨物随意契約売却に係る見積書提出業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>